

徴税・納税制度をめぐる問題と 法人税・消費税の納税協力費 —電子申告に関する観点を中心に—

横山直子[†]

キーワード：徴税・納税制度，納税協力費，法人税，消費税，電子申告

1. はじめに

電子申告に関する様々な視点など，徴税・納税システムをめぐる，着目すべき重要な観点が多い中，徴税・納税システムや徴税費，納税協力費¹⁾について注目することの重要性がますます大きくなっている。本論文において，主に法人税と消費税に注目し，徴税・納税システムをめぐる問題と法人税・消費税の徴税費・納税協力費の特徴，方向性について明らかにする。また，本論文において，電子申告に関して多くのメリットがあるという視点にも注目し，納税協力費にどのような影響があるかについて明らかにする。

筆者（横山直子）も，これまでに納税協力費に関する研究（例えば横山直子（2010），（2011a），（2011b），（2013），（2016a），（2016b）など）を数多くおこなってきている。本論文の特徴は，主に法人税，消費税に関するそれぞれの納税協力費に着目し，電子申告に関する視点に注目して徴税・納税システムをめぐる問題を明らかにしながら研究を深めるという点である。本論文では，電子申告の利用に関する推移や状況の要因について注目し

[†]大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 2月23日

最終原稿提出日 4月12日

1) 納税協力費に関する研究について，サンフォード教授（Sandford, C.）を中心とした研究が有名であり多くの研究があり，納税協力費に関して，Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), Sandford, C. (2000) を参考にしている。サンフォード（Sandford, C.）教授らは，納税協力費について，金銭的成本（money costs），時間的成本（time costs），心理的成本（psychic or psychological costs）の3つのように分類されている（納税協力費に関して，これら納税協力費に関する3つの分類や内容については，Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考）。また，納税協力費に関して，Lymer, A, and L. Oats (2014), pp.29-45についても参考。

ながら納税協力費についてさらに研究を深めるとともに、法人税・消費税の納税協力費の方向性について一層明らかにする。

本論文は、第一に、電子申告の利用に関する推移や状況について着目し、注目すべき重要な点について検討しながら、法人税、消費税に関する徴税・納税システムをめぐる状況について明らかにする。また、第二に、法人税と消費税の徴税費・納税協力費の特徴について注目し、電子申告の利用に関する推移や状況等の要因を探りながら、徴税・納税システムをめぐる注目すべき重要な観点と特徴、課題について明らかにする。そして第三に、納税協力費の視点に注目し、徴税費の視点からみたメリットとともに、納税協力費の視点からみたメリットについて明らかにして分析を深め、電子申告に関する視点に注目しながら、法人税と消費税に関する納税協力費をめぐる重要な視点、課題、方向性についてより一層明確にする。

2. 徴税・納税システムをめぐる状況

本第2章では、電子申告の利用に関する推移や状況について着目するとともに、法人税、消費税の徴税・納税システムをめぐる状況について明らかにする。また、電子申告の利用に関する推移・状況から注目すべき重要な点について考察する。

2.1 法人税、消費税の徴税・納税システムをめぐる状況

徴税・納税システムをめぐる、ますます注目すべき重要な視点がみられる。最近においては、法人税について、電子申告（e-tax）の義務化が検討されているということが大きな注目を集めている²⁾。電子申告の利用状況については、次の2.2でみることにするが、電子申告が飛躍的に進むことによって一層検討を深めるべき重要な点があると考え。一つ目は、納税時間に関する視点、二つ目は、（徴税費だけでなく）納税協力費に関する視点である。第一点目に関して納税時間に関する状況等については、本稿3章、3.1において触れ、第二点目の納税協力費に関する視点については3章、4章にて注目する。

まず、電子申告の利用に関する状況をみるために、国税庁によるe-tax普及・定着に向けた主な取組³⁾をみることにする。添付書類に着目すると、これまでの取組として、以下

2) 『日本経済新聞』2017年4月20日における記事、「法人税 電子申告を義務に」を参考。

3) 国税庁「平成28年度におけるe-taxの利用状況等について」より。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2908pressrelease.pdf> 2017.08.24

のようにされている⁴⁾。

- ・ e-tax による所得税申告において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（平成20年1月～）
- ・ 別途書面による提出が必要であった出資関係図などの法人税法等による添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータ（画像）による提出が可能（平成28年4月～）
- ・ 法人税申告の財務諸表等について、税務・会計ソフトが持つデータを e-tax で送信できるよう、e-tax で受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者へ提供（平成28年4月～）

また、新たな取組として、添付書類に関して次のようになっている⁵⁾。

- ・ 別途書面による提出が必要であった住宅借入金等の残高証明書などの所得税法等による添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータ（画像）による提出が可能（平成29年1月～）

さて徴税・納税システムをめぐる、電子申告に関しては、これまでも注目され続けてきており、例えば、岩崎政明（2009）⁶⁾ は、「電子申告等が広範に利用されるようになればなるほど、そこに過誤がないかどうかを検証できるシステムを構築し、過誤のおそれがあれば、納税者の側からでも行政の側からでもそれを申し立て、訂正するための法制度が整備される必要がある。⁷⁾」とされている。

2.2 電子申告の利用に関する推移

ここで、近年における電子申告（e-tax）の利用状況をみることにする。図2-1は、平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）に関する電子申告利用件数の推移について、所得税、消費税（個人、法人）、法人税、給与所得の源泉徴収票等に関してみているものである。図2-1より、電子申告利用件数は、所得税が圧倒的に多く、法人税申告については、約170万件から約200万件で推移、消費税申告（個人）については約60万件から約70万件、消費税申告（法人）については、約130万件から約150万件で推移しているこ

4) 国税庁「平成28年度における e-tax の利用状況等について」参考。

5) 国税庁「平成28年度における e-tax の利用状況等について」参考。

6) 岩崎政明（2009）「電子申告等の現状と課題」『税研』25巻2号，pp.16-22を参考。また、電子申告に関して、本庄資（2009）「電子申告、いま考えられる普及策」『税研』25巻2号，pp.23-28，税研（2009），を参照。

7) 岩崎政明（2009）p.22。

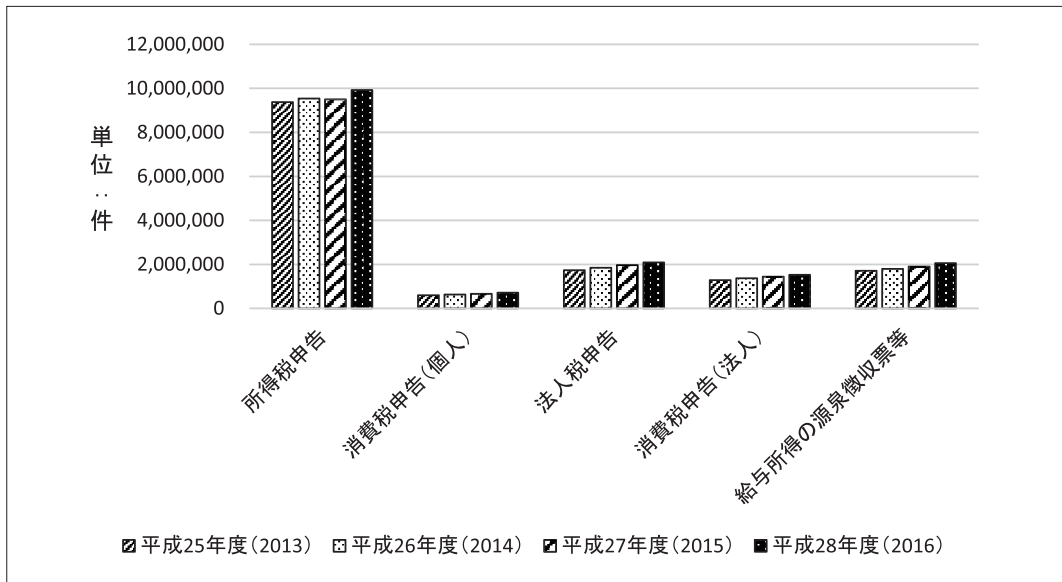


図2-1 電子申告利用件数推移 (e-tax) 利用件数 (単位: 件)

出所) 国税庁「平成28年度における e-tax の利用状況等について」における【オンライン (e-tax) 利用件数】,より作成。国税庁, 「各年度における e-tax の利用状況等について」も参考。

とがわかる。また図2-1 から, 平成25年度から平成28年度をとってみても, いずれの税についても電子申告の利用件数は増大傾向にあることがわかる。

そこでさらに, 所得税, 法人税, 消費税, 給与所得の源泉徴収票等に関してそれぞれについて, e-tax 利用に関する平成26年度 (2014年度) から平成28年度 (2016年度) における伸び率についてみたものが図2-2である。本論文において注目している法人税, 消費税について図2-2において実線グラフで示している。図2-2より, e-tax 利用に関する伸び率について, 法人税申告については, 約6.5%, 消費税申告 (法人) は約5%から約6.5%, 消費税申告 (個人) が約5.5%から約7.5%と, 平成26年度 (2014年度) から平成28年度 (2016年度) でみて, いずれも低くはなく, 高い水準の伸び率であることがわかる (なお, 図2-2より所得税申告に関しては, e-tax 利用に関する伸び率について比較的低い伸び率であることがみてとれる)。

ここで, 電子申告の利用が進んでいる中で, 納税者は税に対してどのように考えて取り組んでいるのかをみるための一つの手がかりとして, 法人税と消費税に関する税務相談件数⁸⁾の推移について注目しておきたい。図2-3は, 平成18年度 (2006年度) から平成27年度 (2015年度) について, 法人税と消費税について税務相談件数の割合の推移について

8) 国税庁編『国税庁統計年報書 (各年度版)』における, 税務相談室における相談等の受理状況より。

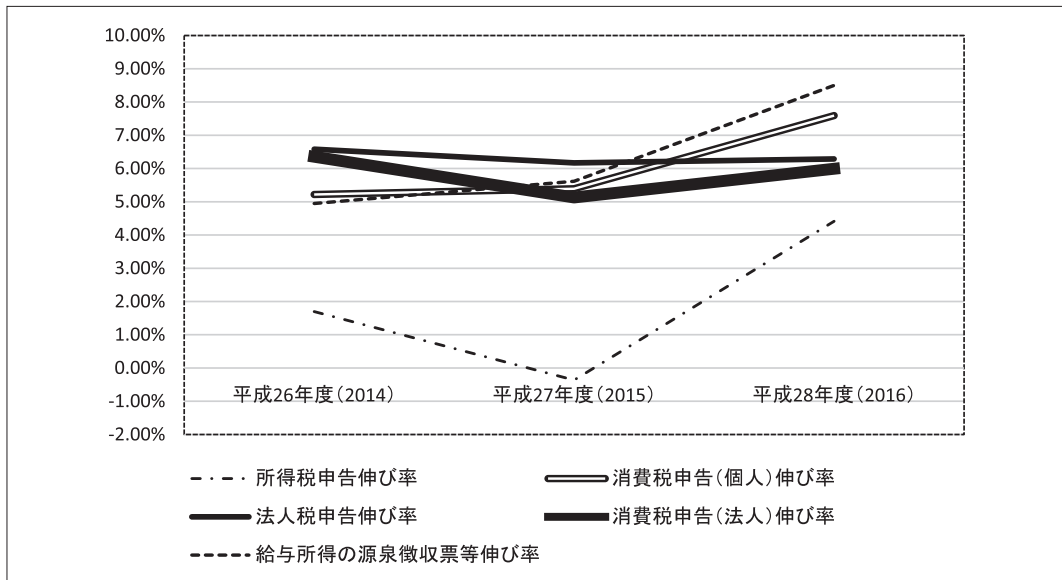


図2-2 e-tax 利用に関する伸び率（単位：％）

出所) 国税庁「平成28年度における e-tax の利用状況等について」における【オンライン (e-tax) 利用件数】,より作成。国税庁,「各年度における e-tax の利用状況等について」も参考。

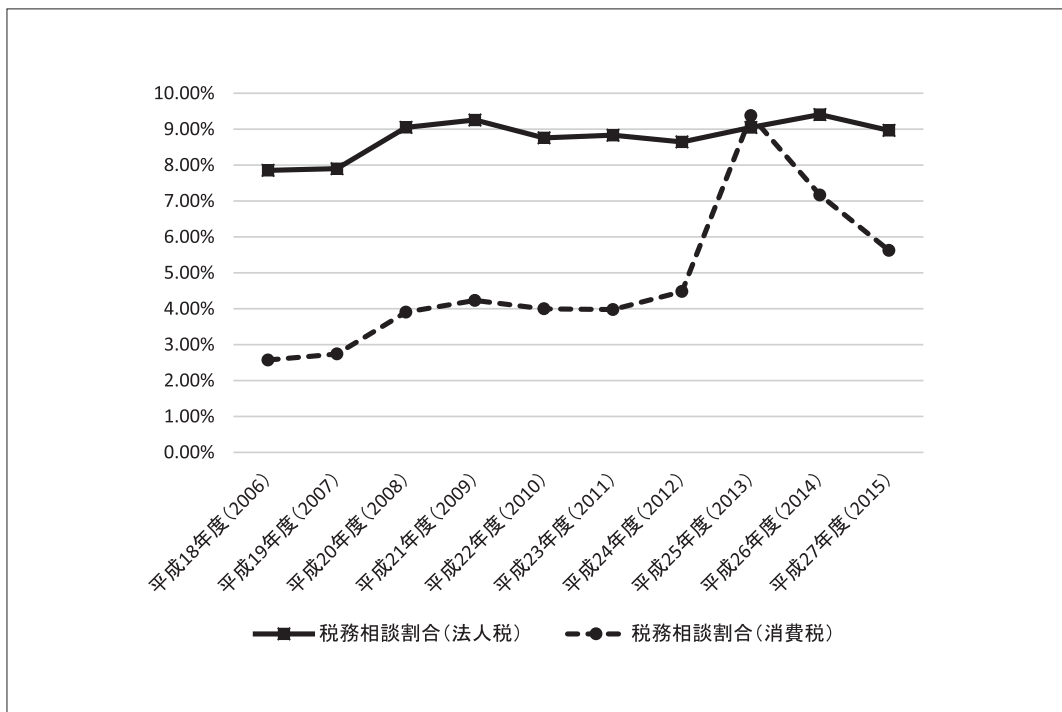


図2-3 稅務相談の割合(法人稅, 消費稅)(単位：％)

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』における【稅務相談室における相談等の受理状況】,より作成。

みたものであり、法人税については税務相談件数の法人数に占める割合（％）を、消費税に関しては税務相談件数の納税申告件数に占める割合（％）を示している。法人税の税務相談割合は、約8％から約9.5％で推移している一方で、消費税の税務相談割合は、平成18年度には約2.6％であったが、平成25年度には約9.4％、平成26年度には約7.2％となっているなど、税務相談割合が上昇傾向にあることがわかる。法人税、消費税ともに、税務相談割合について、低い値とはいいいくという点に注目したい。

法人税、消費税に関して電子申告の利用が進んでいることから、納税者にとって納税に関する時間を少なくすることができていると考えられる一方で、税務相談割合は少ないといえない状況で推移していることに留意したい。このことは、徴税・納税システムをめぐる観点との関連からみてどのようなことがいえるのか、以下の章でさらに検討を深めることとする。

3. 徴税・納税システムをめぐる注目すべき特徴と課題

本第3章においては徴税・納税システムをめぐる注目すべき重要な観点と特徴、そして課題について明らかにする。主に、法人税と消費税の納税協力費の特徴について注目し、本論文第2章でみた電子申告の利用に関する推移や状況等からどのようなことがいえるかを探り、また、徴税・納税システムをめぐる影響について明らかにする。

3.1 わが国における納税にかかる時間

徴税・納税システムをめぐる重要な視点の中で、ここでは、納税者の納税に関する時間の観点到に注目する⁹⁾。納税協力費には時間的コスト (time costs) の視点があり¹⁰⁾、納税時間は納税協力費における時間的コストに影響を与えるものである。図3-1は日本における納税にかかる時間について2005年から2016年についてみているものである¹¹⁾。図3-1よ

9) 『日本経済新聞』2017年4月20日における記事、「法人税 電子申告を義務に」において、日本における納税時間に関することが述べられているので参考。このことにより納税時間について一層関心が向けられている。これらを参考に、本論文において、この点に関して、納税時間をめぐる状況をとらえ、徴税・納税システムをめぐる視点との関連においてどのようなことがいえるか検討する。納税に関する時間について、World Bankのdataを参考。

10) 前掲注1を参考。サンフォード (Sandford, C.) 教授らは、納税協力費について、金銭的成本 (money costs)、時間的コスト (time costs)、心理的成本 (psychic or psychological costs) の3つのように分類されている (納税協力費に関する3つの分類や内容については、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考)。

11) 納税に関する時間について、World Bankのdataを参考。(図3-1, 3-2, 3-3の出所を参照)。

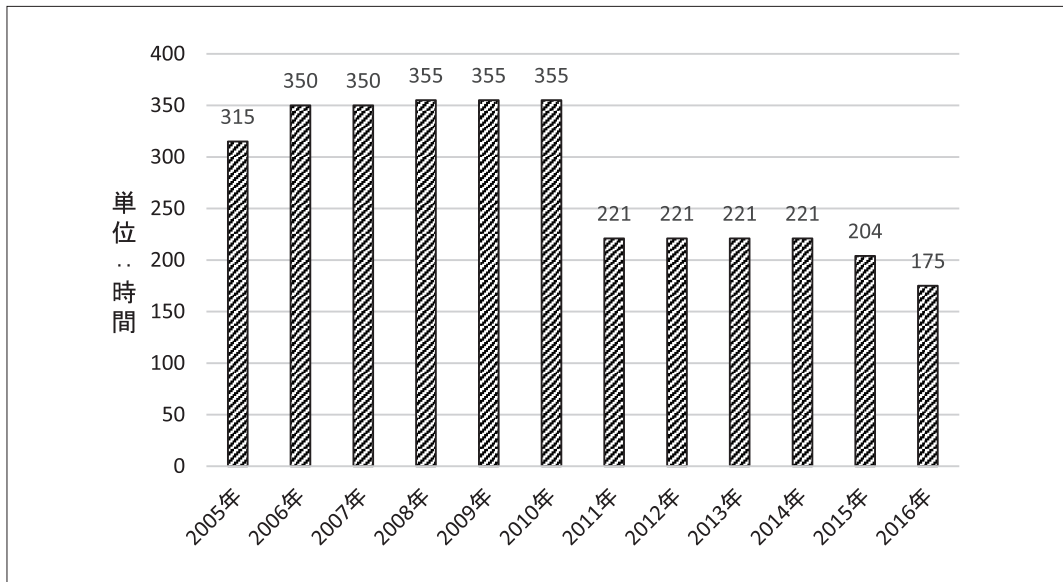


図3-1 納税に関する時間（日本）（単位：時間）

出所) The World Bank, "Time to prepare and pay taxes (hours)", *World Bank Data*. より作成。

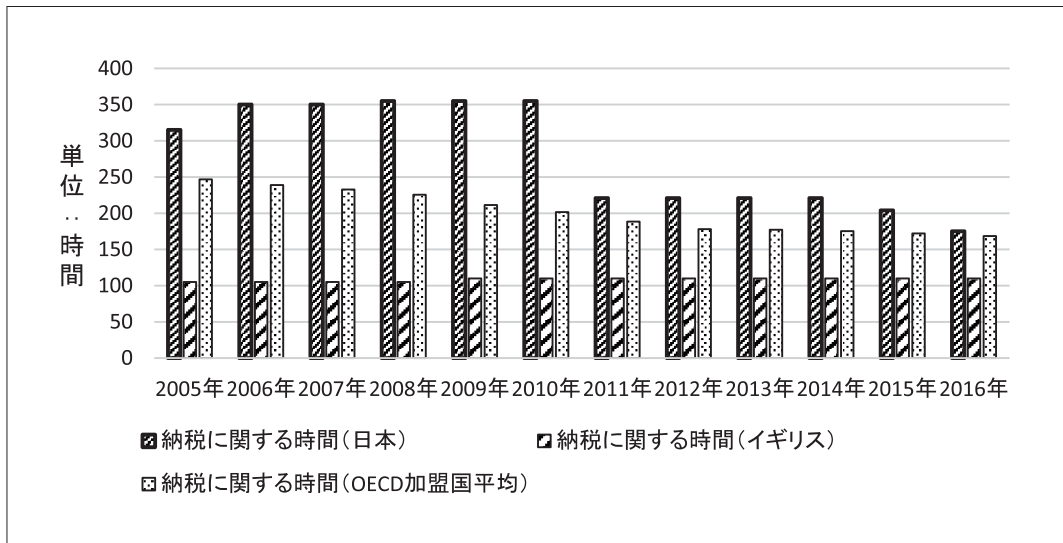


図3-2 納税に関する時間の比較（日本とイギリス，OECD加盟国）（単位：時間）

出所) The World Bank, "Time to prepare and pay taxes (hours)", *World Bank Data*. より作成。

り、2005年から2010年までは300時間を超える納税時間であった一方で、2011年以降、小さくなっており、2011年から2014年までは約221時間、2015年は204時間、2016年には175時間と、納税に関する時間は短くなっている傾向であることがわかる。

日本における納税に関する時間について、海外と比較してどのような特徴があるといえるだろうか。図3-2は、納税に関する時間に関して、日本とイギリス、そしてOECD加盟国平均の時間について比較しているものである。日本における納税時間はイギリスと比較してもOECD加盟国平均の時間と比べてもかなり長いことがわかる。図3-2より、2005年から2010年までは、日本の納税時間は、イギリスと比較して約3倍、2011年から2015年でも約2倍の長い時間になっている。一方、OECD加盟国平均の時間と日本の納税時間を比較すると、図3-2より、2006年から2008年までは日本の方が約1.5倍長くなっていたが、2011年から2016年に関してみると、日本の方が少し長いもののOECD加盟国平均の時間に少しずつ近づいてきているといえるということがわかる。

日本における納税時間の特徴についてさらに深く探るために、より多様な角度からみてみることにする。図3-3は、日本における納税時間について、1年全体の時間の中でどれくらいの割合(%)を占めているのか(図3-3, 折れ線グラフで示している。左縦軸参照)、また1日あたりでみると納税時間(分でみる)はどの程度の大きさであるのか(図3-3, 棒グラフで示している。右縦軸参照)を示したものである。図3-3より、1年あたりでみて1年の時間の中での納税時間の占める割合は約4%であった大きさから減少し、2016年では約2%となっており、一方、1日あたりでみると2005年から2010年までは約50分から約60分、2011年から2015年までは約36分、2016年に関しては、約30分と短

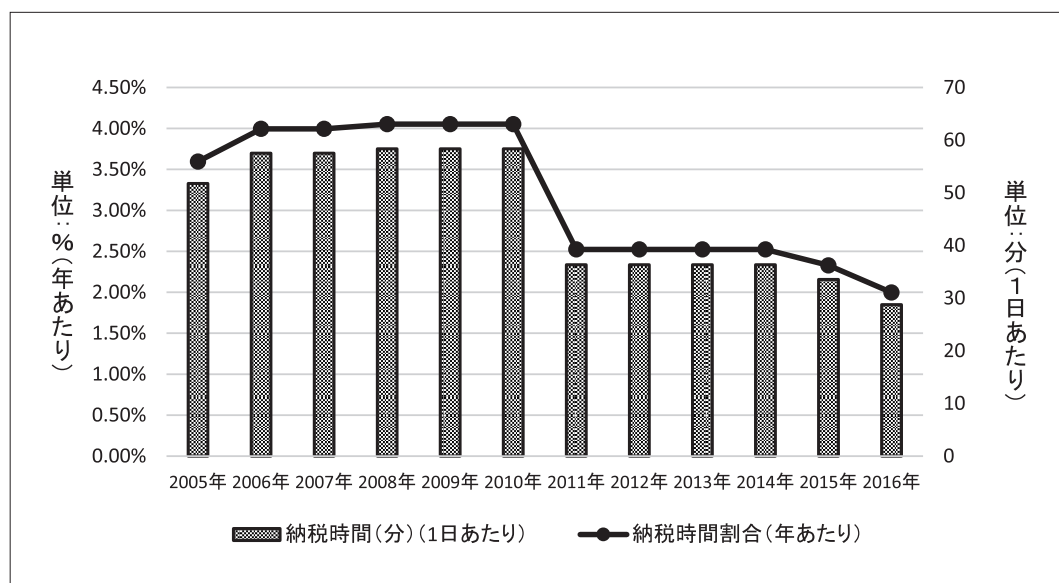


図3-3 納税時間割合と1日あたり納税時間(単位:納税時間割合%, 1日あたり分)

出所) The World Bank, "Time to prepare and pay taxes (hours)", *World Bank Data*. より作成。

い時間となってきたことがわかる。

3.2 徴税・納税システムをめぐる状況と納税協力費の特徴

3.2.1 納税協力費の観点

納税協力費の中の種類をみると、サンフォード（Sandford, C）らは、納税協力費を金銭的成本（money costs）、時間的成本（time costs）、心理的成本（psychic or psychological costs）のように分類し、金銭的成本は税理士等へ支払う費用等、時間的成本は申告書作成に必要な時間等、心理的成本は税に対する心配、不安等から成り立っていると考えられている¹²⁾。本稿ではこれらを参考にしながら、3つに分類される納税協力費の観点から、法人税、消費税に関する納税協力費について考察を進める。

納税協力費の大きさをとらえるために、一つの手がかりとして、『税理士報酬規定（近畿税理士会）』¹³⁾（以下、税理士報酬規定）の視点からみることとする。なお、税の申告等について税理士に依頼すると考える場合、報酬の中に、納税協力費の観点からみると、金銭的成本、時間的成本、心理的成本3つが含まれていると考えることができる。法人税、消費税ともに、納税協力費の大きさをみる手がかりとしては、税理士報酬規定によると、税務代理報酬、税務書類の作成報酬、及び決算書類作成報酬がある¹⁴⁾。これらを参考に、本稿第4章において具体的に法人税、消費税の納税協力費の大きさの測定をおこなう、納税協力費について検討を深めることとする。

3.2.2 徴税・納税システムをめぐる状況からみた納税協力費の重要な視点

前述、本稿第2章及び3章3.1でみてきたことを踏まえて、徴税・納税システムをめぐる状況の中で、3つに分類される納税協力費の観点から、注目すべき重要な視点について考察しておきたい。

本稿第2章でみたように法人税申告、消費税申告（法人）、消費税申告（個人）いずれも、電子申告（e-tax）利用件数は、平成25年度（2013年度）以降でも増大傾向にあり（図2-1参照）、さらに平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）における電子申告利用に関する伸び率についてもかなり高い水準の伸び率である（図2-2参照）。また、

12) Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。納税協力費に関して横山直子（2005）、横山直子（2008）、横山直子（2016a）についても参考。

13) 『税理士報酬規定』について、報酬に関する最高限度額について定められているものであるのだが、現在は用いられていない。しかし、納税協力費の大きさを客観的にとらえるための大きな手がかりになると考えられる。

14) 『税理士報酬規定』とともに『税理士報酬規定解説書』についても参考。

第3章3.1でみたように日本における納税に関する時間は、海外と比較して長いという特徴を有しているといえるものの（図3-2参照）、特に2011年以降、納税に関する時間が短くなっている傾向がある（図3-1参照）。このことから、3つに分類される納税協力費の内、時間的コストについては低くなってきている傾向があるといえる。ただし、時間的コストが低くなっているからといって、たちまち、すぐに納税協力費の金銭的コスト、心理的コスト低下につながるかというところというわけではないということに留意する必要がある。第2章2.2で触れたように、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）でみて、税務相談件数の割合は少ないとはいえない状況で推移している（図2-3参照）ことから、3つに分類される納税協力費の内、少なくとも心理的コストについては低くなっているとはいえない側面があるといえる。また、3つの納税協力費の内、金銭的コストについては、時間的コスト低下の傾向に伴って、低くなるという要素があるといえるが、時間的コストが低下することとは違う要因から低くなる（あるいは高くなる）場合も考えられ、納税協力費全体の大きさをとらえるにあたって納税協力費に影響を与える要因をきめ細かくみることが重要である。なお、特に3つの納税協力費の内、心理的コストについては、納税意識の視点について考え合わせることもまた重要である¹⁵⁾。

4. 電子申告と法人税・消費税に関する納税協力費の方向性

本第4章では、電子申告に関して、徴税費の視点からみたメリットとともに、納税協力費の視点からみて多くのメリットがあることについて注目し、研究を深める。また、電子申告に関する視点に注目しながら、法人税と消費税に関する納税協力費をめぐる重要な視点、課題、方向性についてより一層明確にする。

4.1 法人税と消費税に関する納税協力費

ここでは前に述べたように、納税協力費の大きさをとらえるために、税理士報酬規定¹⁶⁾の視点からみることとする。法人税、消費税いずれについても、納税協力費の大きさを測る手がかりとして、税理士報酬規定によると、税務代理報酬、税務書類の作成報酬、及び決算書類作成報酬があり、これらを参考に、法人税、消費税の納税協力費の大きさの測定

15) 納税意識については、Schmölders, G. (1970), chap.5 第34節, Lewis, A. (1982), Torgler, B. (2007) を参考。また、筆者、横山直子は、納税意識に関する研究を多くおこなってきている。例えば、横山直子(2008)、横山直子(2013)、横山直子(2015)、横山直子(2016a)、横山直子(2016b)、横山直子(2017a)を参考。

16) 納税協力費測定にあたり、『税理士報酬規定』と『税理士報酬規定解説書』を参考。

をおこなう。

税理士報酬規定によると、税務代理報酬について、法人税に関しては総所得金額基準と年取引金額基準、消費税に関しては期間取引金額別の額があり、報酬額について、それぞれの基準金額ごとに定められている。税理士報酬規定は、報酬に関する最高限度額について定められていること¹⁷⁾、また、(税理士報酬規定により)それぞれの金額基準において最も少ない報酬額を想定して測定した場合、どのくらいの大きさの納税協力費であるのかをみるために、最も低い金額基準における報酬額でみて法人税、消費税に関する納税協力費を測定することとする。なお、税理士報酬規定において税務書類の作成報酬は、法人税、消費税ともに税務代理報酬額の50%相当額とされている。また、決算書類作成報酬については、記帳代行契約のある場合、税務顧問報酬月額相当額の6か月分とされている。

まず、法人税について、税理士報酬規定より、税務代理報酬に関して、最も低い基準額についての報酬額(最高限度額)は60,000円(6万円)、税務書類作成報酬は税務代理報酬額の50%相当額のため30,000円(3万円)である。法人税に関する税務顧問報酬(月額)に関する最も低い基準額についての報酬額は30,000円(3万円)であるので、決算書類作成報酬(税務顧問報酬月額相当額の6か月分)は180,000円(18万円)である。これらの値から、税務代理報酬、税務書類作成報酬、決算書類作成報酬を合わせて法人税の納税協力費を測定すると270,000円(27万円)となる(最も低い基準額でみたもの。最高限度額)。

一方消費税については、税理士報酬規定より、税務代理報酬に関して、最も低い基準額についての報酬額(最高限度額)は20,000円(2万円)、税務書類作成報酬は税務代理報酬額の50%相当額のため10,000円(1万円)である。消費税に関する税務顧問報酬(月額)は、所得税又は法人税に定める報酬額の50%程度とされており、(法人税に関する最も低い基準額についての報酬額3万円の50%として)15,000円(1万5千円)とし、消費税の決算書類作成報酬(税務顧問報酬月額相当額の6か月分)は90,000円(9万円)となる。これらの値から、税務代理報酬、税務書類作成報酬、決算書類作成報酬を合わせて消費税の納税協力費を測定すると120,000円(12万円)となる(最も低い基準額でみたもの。最高限度額)。これらの値から、一人あたり納税協力費について法人税については270,000円(27万円)、消費税については120,000円(12万円)とし、法人税は法人数、消費税については納税申告件数から計算をおこない、法人税、消費税それぞれの納税協力費を算出している¹⁸⁾。

図4-1は、上記のように算出した法人税と消費税に関する納税協力費の数値について

17) 『税理士報酬規定』と『税理士報酬規定解説書』についても参考。

18) 法人税に関する法人数、消費税に関する納税申告件数について、国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会、より。

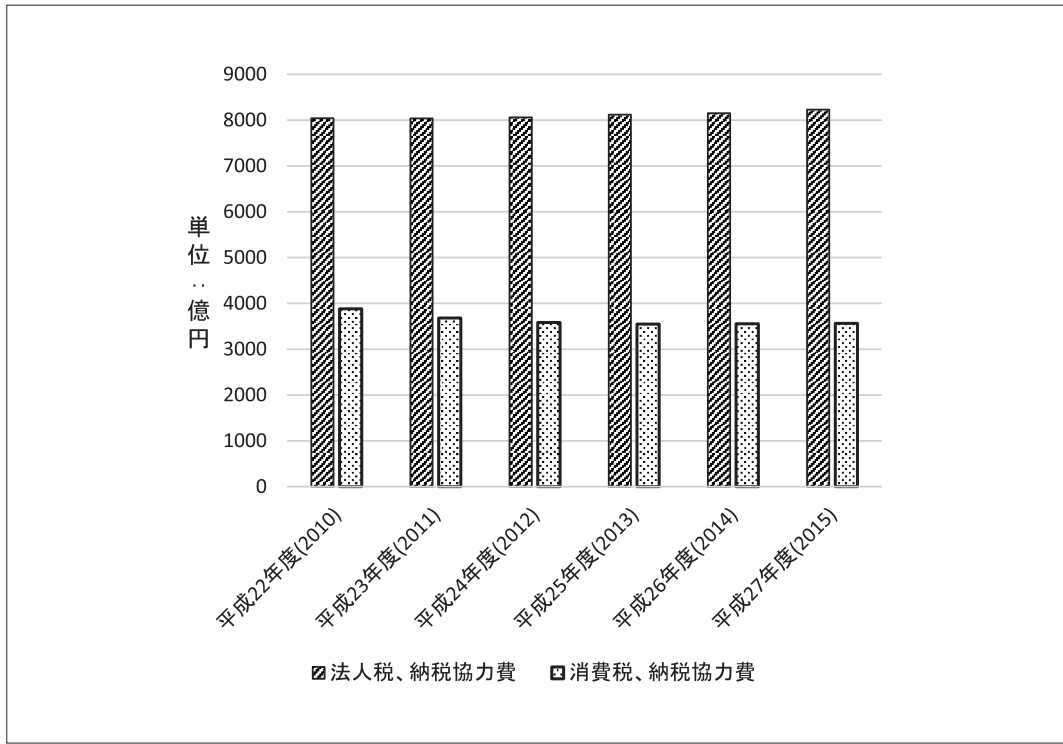


図4-1 法人税と消費税の納税協力費（単位：億円）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会、近畿税理士会(昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正)『税理士報酬規定』、日本税理士連合会 近畿税理士会(平成8年再訂版発行)『税理士報酬規定解説書』(再訂版)より作成。

て、平成22年度(2010年度)から平成27年度(2015年度)の推移をみているものである。図4-1より、法人税の納税協力費については約8,000億円から約8,200億円、消費税の納税協力費は約3,500億円から約3,900億円で推移していることがわかる。

法人税と消費税の納税協力費について、さらにその特徴をとらえるために、税込100円あたりでみた納税協力費(コスト)についてみることにする¹⁹⁾。図4-2は、法人税に関する納税協力費について税込100円あたりでみた値について平成22年度(2010年度)から平成27年度(2015年度)の推移をみたものである。図4-2より税込100円あたりでみた法人税の納税協力費(コスト)の値は、平成22年度(2010年度)に約8.7円であったものの年々、低下傾向にあり、平成27年度(2015年度)は約7.3円であることがわかる。法人税については、納税協力費の値でみると平成23年度(2011年度)以降、ほんの少しずつではあるが納税協力費の大きさが大きくなってきているが、平成22年度(2010年度)から平成27年度(2015

19) 法人税、消費税それぞれに関する税込について、国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会、より。

年度)において税収が増大していることにより、税収100円あたりでみた納税協力費（コスト）の数値でみると、低下してきているという特徴をみることができる。

一方、消費税に関して税収100円あたりでみた納税協力費（コスト）の値について、同じく平成22年度（2010年度）から平成27年度（2015年度）についての推移を示しているのが図4-3である。図4-3より、税収100円あたりでみた消費税に関する納税協力費（コスト）の値は、法人税と比較すると小さい値で推移しており、納税協力費（コスト）の大きさは、平成22年度（2010年度）は約4.1円、平成27年度（2015年度）の値に関しては約2.3円と、法人税同様、こちらも次第に小さくなってきている傾向で推移していることがわかる。消費税に関しては、納税協力費の値でみると、平成22年度（2010年度）から平成25年度（2013年度）にかけて低下傾向、平成26年度（2014年度）以降は同じくらいの値で推移している一方で、平成26年度（2014年度）、平成27年度（2015年度）について税収がかなり増大したことにより、税収100円あたりでみた納税協力費（コスト）の数値が低くなってきているという特徴が顕著に表れている。

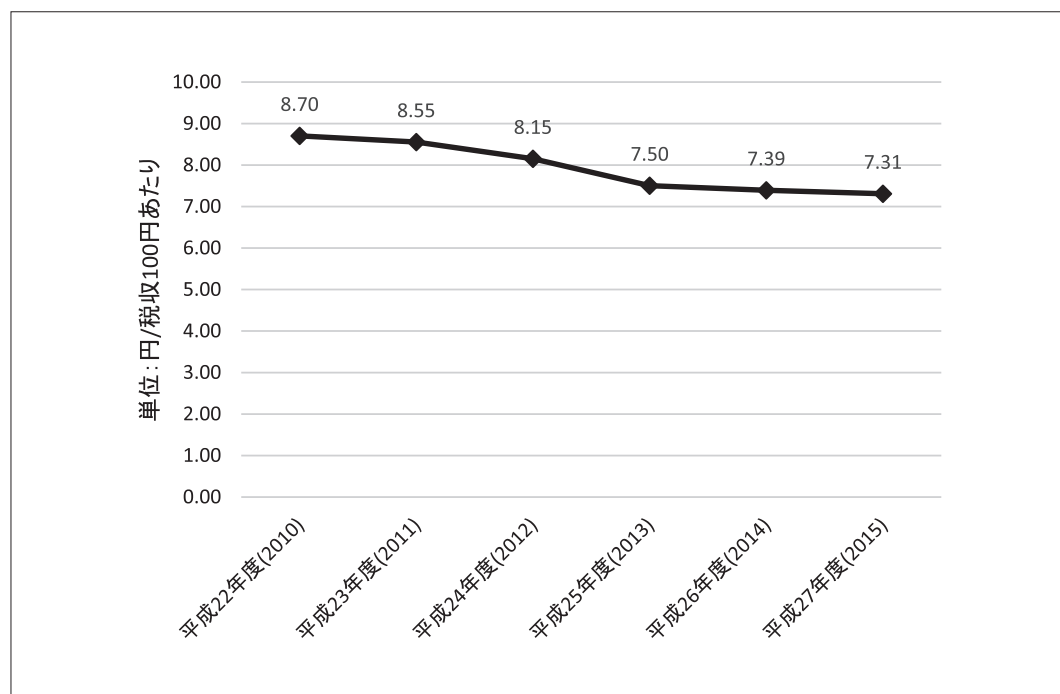


図4-2 法人税の納税協力費（コスト）（単位：円 / 税収100円あたり）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会、近畿税理士会(昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正)『税理士報酬規定』、日本税理士連合会 近畿税理士会(平成8年再訂版発行)『税理士報酬規定解説書』(再訂版)より作成。

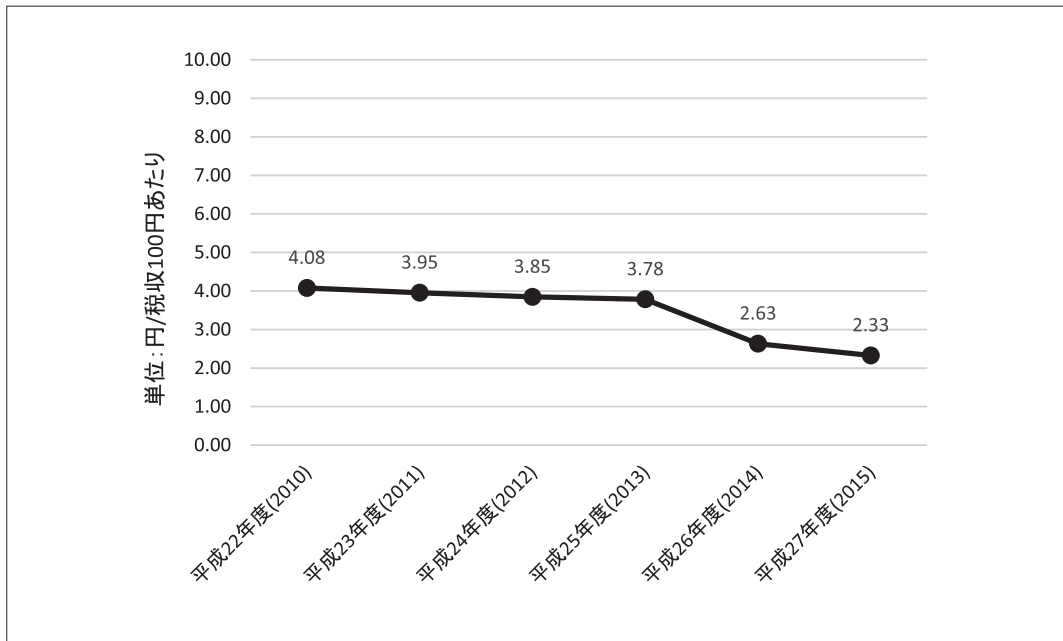


図4-3 消費税の納税協力費（コスト）（単位：円／税込100円あたり）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会, 近畿税理士会(昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正)『税理士報酬規定』, 日本税理士連合会 近畿税理士会(平成8年再訂版発行)『税理士報酬規定解説書』(再訂版)より作成。

4.2 法人税と消費税の納税協力費に関する重要な視点, 課題と方向性

本稿においてここまでみてきたことを踏まえながら, 法人税と消費税の納税協力費に関し留意すべき重要な視点や課題そして方向性について探ってみたい。

まず, 本稿4.1でみた, 法人税と消費税の納税協力費から重要な視点についてみる。前述のように, 本稿においては, 納税協力費について, 税理士報酬規定が報酬に関する最高限度額について定められているという中で, 税理士報酬規定により, それぞれの金額基準において最も少ない報酬額を想定して測定した場合の大きさをみるために, 最も低い金額基準における報酬額でみた法人税, 消費税に関する納税協力費を測定した。このような測定の中で, 本稿4.1でみた, 法人税, 消費税の納税協力費の値は, いずれも小さいとはいえない金額であるといえる。特に, 税込100円あたりでみた納税協力費(コスト)の値は, 平成27年度(2015年度)についてみると, 法人税については約7.3円, 消費税に関しては約2.3円と小さいという印象も持たれるかもしれないが, 低い値とはいえないことを強調しておきたい。

観点をより明瞭にするために, 納税協力費について, 前述のように, 3つに分類される納税協力費それぞれについて重要な視点をみておく。一つ目に時間的コストについてであ

る。本稿でみてきたように、徴税・納税システムをめぐる状況として、法人税申告、消費税申告（法人）、消費税申告（個人）いずれも、電子申告（e-tax）の利用件数は伸びており、また、納税に関する時間が短くなっている傾向があるという点からも、時間的コストは小さくなってきているといえることができる。

続いて、二つ目に、金銭的成本についてはどのようにみることができようか。時間的コスト低下の傾向に伴って、より長期的にみれば低くなるということも考えられるが、金銭的成本は、時間的コストの低下だけでなく多くの要因から影響を受けて、大きさが増減するという点に留意する必要がある。消費税に関してみると、例えばインボイスについてである。玉岡雅之（2013）²⁰⁾において日本の消費税におけるインボイスについてきめ細かく研究がおこなわれており、また、さらに玉岡雅之（2015）²¹⁾においても、インボイスについて、緻密な研究がおこなわれている。玉岡雅之（2015）が述べられているように、インボイスの導入は納税協力費に重要な影響を与える²²⁾。

そして三つ目に心理的成本についてである。前述（3.2.2）のように、心理的成本についてみるにあたって納税意識についても考え合わせることが重要であるとともに、3つに分類される納税協力費の中でも、最も複雑な要素から成り立っているとみることができ²³⁾。心理的成本は、金銭的成本、時間的コストと比較しても小さくすることを考える際に、様々な要素が入り組んでいるということに留意しながら方策を考え出す必要があるといえる。心理的成本の方向性を考察するにあたり、多くの研究がされてきている租税教育という視点が、大きな手がかりとなる²⁴⁾。

5. むすび

本論文は、法人税と消費税に注目し、徴税・納税システムをめぐる状況の中で、法人税・消費税の納税協力費の特徴と方向性について検討を深めているものである。本論文では、電子申告の利用に関する推移や状況をみながら、電子申告に関して多くのメリットがある

20) 玉岡雅之（2013）「付加価値税とインボイス：電子納税化を視野に入れて」『租税研究』769号、において、日本の消費税におけるインボイスについて詳細に研究がおこなわれているので参考。

21) 玉岡雅之（2015）「付加価値税におけるインボイス」『国民経済雑誌』211巻3号、においてもインボイスについて緻密な研究がおこなわれているので参考。

22) 玉岡雅之（2015）p.45参考。

23) 例えば、Sandford, C. (2000)において、心理的成本が重要であることが述べられている。

24) 租税教育に関する研究について、玉岡雅之（2017）、後藤和子（2017）、田中治（2017）、土居丈朗（2017）、佐藤英明（2017）、を参考。

という視点に注目し、法人税と消費税に着目して、徴税・納税システムをめぐって注目すべき重要な観点と特徴、課題について明らかにし、法人税・消費税の納税協力費の方向性について一層明確にしている。本論文において、電子申告の視点、また、納税に関する時間にも注目し、納税協力費にどのような影響があるかを考察し、さらに納税協力費の大きさを測定しながら、納税協力費の方向性を検討する際に留意すべき点について明らかにしている。

本論文における検討、考察を踏まえて、強調したいことの一つ目は、徴税・納税システムをめぐる状況からみて、電子申告利用の増大や納税に関する時間の推移を考え合わせると、納税協力費における時間的コストは低下してきているという視点に関することである。ただし、時間的コストの低下が、納税協力費全体の値にとってプラスの方向性、つまり納税協力費全体の低下に、たちまちすぐに、つながっているというわけではないということに留意する必要がある。この一つ目の点に関連して、強調しておきたい二つ目の点は、納税協力費における心理的コストは、複雑であり、入り組んだ要素から成り立っているということである。またさらにこの二つ目の点に関連して、強調したい三つ目の点は納税協力費（特に心理的コスト）と納税意識との関係についてさらに探究することが重要であるという点である。納税協力費、心理的コストとさらに納税意識に関する確固たる特質について探究を続けることが重要なのである。

【主要参考文献】

- Lewis, A. (1982), *The Psychology of Taxation*, Martin Robertson, Oxford.
- Lymer, A. and L. Oats (2014), *Taxation: Policy and Practice 21st Edition 2014/15*, Fiscal Publications.
- Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), *Administrative and Compliance Costs of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Sandford, C. (2000), *Why Tax Systems Differ; A Comparative Study of the Political Economy of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Schmölders, G. (1970), *Finanzpolitik, Dritte, neu überarbeitete Auflage*, Springer-Verlag, Berlin · Heidelberg · New York.
- Torgler, B. (2007), *Tax Compliance and Tax Morale; A Theoretical and Empirical Analysis*, Edward Elgar Publishing Limited.
- The World Bank, "Time to prepare and pay taxes (hours)", *World Bank Data*. <http://data.worldbank.org/> 2017.08.24.
- 岩崎政明(2009)「電子申告等の現状と課題(特集 電子申告・電子納税の未来像)」『税研』25巻2号。近畿税理士会(昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正)『税理士報酬規定』。

- 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会. <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm> 2017.08.24
- 国税庁「平成28年度における e-tax の利用状況等について」. <http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2908pressrelease.pdf> 2017.08.24
- 国税庁「各年度における e-tax の利用状況等について」.
- 後藤和子（2017）「私の租税教育論（17）」『税務弘報』65巻2号.
- 佐藤英明（2017）「私の租税教育論（22）」『税務弘報』65巻7号.
- 税研（2009）「特集 電子申告・電子納税の未来像」『税研』25巻2号.
- 田中治（2017）「私の租税教育論（21）」『税務弘報』65巻6号.
- 玉岡雅之（2013）「付加価値税とインボイス：電子納税化を視野に入れて」『租税研究』769号.
- 玉岡雅之（2015）「付加価値税におけるインボイス」『国民経済雑誌』211巻3号.
- 玉岡雅之（2017）「租税教育と財政学（特集 公共政策の新潮流）」『国民経済雑誌』215巻1号.
- 土居丈朗（2017）「私の租税教育論（19）」『税務弘報』65巻4号.
- 日本経済新聞社発行『日本経済新聞』2017年4月20日記事, 「法人税 電子申告を義務に」.
- 日本税理士連合会・近畿税理士会（平成8年4月再訂版発行）『税理士報酬規定解説書（再訂版）』.
- 本庄資（2009）「電子申告, いま考えられる普及策（特集 電子申告・電子納税の未来像）」『税研』25巻2号.
- 横山直子（2005）「納税システムにおける納税協力費—納税協力費の根拠と位置づけに関連して—」『経済情報学論集』第20号.
- 横山直子（2008）「納税協力費と納税意識」『経済学論究』第62巻第1号.
- 横山直子（2010）「所得税に関する納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第29号.
- 横山直子（2011a）「わが国における徴税費・納税協力費の測定と特徴」『経済情報学論集』第30号.
- 横山直子（2011b）「わが国における消費税の納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第31号.
- 横山直子（2013）「所得税と消費税に関する納税協力費比較」『大阪産業大学経済論集』第14巻第2号.
- 横山直子（2015）「徴税・納税制度と納税意識に関する研究—所得税・消費税を中心に—」『大阪産業大学経済論集』第16巻第1・2合併号.
- 横山直子（2016a）『徴税と納税制度の経済分析』中央経済社.
- 横山直子（2016b）「所得税と住民税に関する納税意識と納税協力費の根拠」『大阪産業大学経済論集』第17巻第2号.
- 横山直子（2017a）「わが国における納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性—所得税・消費税・住民税を中心に—」『大阪産業大学経済論集』第18巻第3号.
- 横山直子（2017b）「徴税・納税システムをめぐる問題と法人税・消費税の納税協力費」2017第74回日本財政学会報告論文.

Tax Administrative Systems and Compliance Costs of Corporation Tax and Consumption Tax: Examining an influence of e-Tax

YOKOYAMA Naoko

Key Words : Tax Administrative Systems, Tax Compliance Costs, Corporation Tax, Consumption Tax, e-Tax

Abstract

An e-Tax system has an influence on tax administrative and compliance costs of corporation tax and consumption tax. As an e-Tax system use get more rise are more likely to be small tax administrative and compliance costs. These bring certain advantages to tax administrative systems and tax compliance costs. An e-Tax system and especially tax compliance costs are closely and deeply related to each other, furthermore this paper clarifies factors of tax compliance costs, and in addition, considers the process of clarification of tax compliance costs from various angles.

Characteristics of tax compliance costs are complicated, profound and significant. And also tax compliance costs have a large influence on tax consciousness. Tax consciousness and tax compliance costs influence each other. The features of this paper are to clarify characteristics of compliance costs for corporation tax and consumption tax and consider what influence tax compliance costs. This paper clarifies characteristics and direction of tax administrative systems and compliance costs for corporation tax and consumption tax.